

家畜衛生だより



平成31年4月第7号(牛)
東部・北部家畜防疫獣医師会
(公社)千葉県畜産協会
東部家畜保健衛生所
TEL: 0475(52)4101
FAX: 0475(52)3335
<http://www.pref.chiba.lg.jp/nourinsui/kaho/toubu/index.html>

ゴールデンウィークに備え 更なる防疫対策の徹底を!

今年のゴールデンウィークは10連休!!例年以上に日本から海外への渡航者が増え、我が国への家畜伝染病の病原体が侵入・まん延するリスクが高くなると考えられます。

また、訪日外国人旅行者数が年々増加していますが、東アジア地域やロシアでは口蹄疫の発生が継続しており、韓国でも確認されています。

以下のとおり、対策を徹底しましょう!

★農場の従業員も含めた畜産関係者は、口蹄疫の発生国への渡航を可能な限り自粛しましょう!

※万が一発生国へ渡航する際、以下の点に注意願います。

(1) 渡航に当たっての注意

- ① 農場やと畜場などの畜産施設に立ち入らないこと。
- ② 海外で動物との不用意な接触を避けること。
- ③ 肉製品等を日本へ持ち帰らないこと。
- ④ 帰国の際には、到着した最寄りの動物検疫所カウンターへ立ち寄り、家畜防疫官の指導を受けること。



(2) 帰国後の注意

- ① 帰国後1週間、必要がある場合を除き農場に立ち入らないこと。
- ② 海外で使用した衣服及び靴を農場に持ち込まないこと。

(3) 農場への病原体の侵入防止について

- ① 農場に持ち込む物品や出入りする車両を消毒すること。
- ② 農場には必要のない人は立ち入らせない、不要な物を持ち込まないこと。

まだ出していない方へ

定期報告書の提出をお願いします!

提出期限は4月15日です!!

未提出の方はお手数ですが必要事項を記入のうえ、添付書類とともに東部家畜保健衛生所まで提出して下さるようお願いいたします。

報告書を紛失された場合や、ご不明な点がある場合は当所までご連絡ください。

和牛精液等について 適正な流通管理を徹底しましょう！

和牛は我が国の固有の財産であることから、遺伝資源の輸出自粛に向けた取り組みが行われてきました。

しかしながら、今般、和牛の精液及び受精卵(以下精液等)が輸出検査を受けずに不正に中国に持ち出された事案が確認されたところであり、家畜改良増進法に基づく和牛精液等の適正な流通管理の徹底が重要となっています。

<下記事項について再確認・徹底をお願いします！>

- ① **家畜人工授精所を開設していない畜産関係者は、和牛精液等を、自らの雌畜に利用すること以外の目的となる行為(他者への譲渡、他者の雌畜に利用等)をすることは認められていません。**

このような行為を行う場合は、速やかに家畜人工授精所の開設許可を申請しましょう。

- ② **家畜人工授精所が精液等の譲渡を行う場合は、**

- 住所・氏名
 - 譲渡先が家畜人工授精所であること
 - 雌畜を飼養している者であること
- を確認しましょう。

また、**譲渡・譲受**の際は家畜人工授精用精液証明書等の「**譲渡、経由の欄**」にその旨**適正に記載**しましょう。

※別紙にて、人工授精用精液等に関する留意事項を掲載しています！
ご確認、お願いいたします。



東部家畜保健衛生所

Tel.0475-52-4101

※夜間・休日は転送されますので、必ず5回以上コールしてください

人工授精用精液等に関する留意事項のご案内

平成30年10月

農林水産省生産局畜産部畜産振興課

人工授精や受精卵移植(家畜人工授精等)を行うことができるのは、家畜人工授精師や獣医師(家畜人工授精師等)の免許の交付を受けた方に限られています。このため、家畜人工授精師等は、不良な精液等の利用・流通が行われることが無いよう、家畜改良増殖法等に従い、良心的に行動することが求められます。

家畜人工授精師等の皆様におかれましては、改めてその旨をご認識いただき、以下の点等について、改めてご留意いただくようお願い申し上げます。

① 精液と「精液証明書」は常に一体！

家畜の精液は、採取した種畜の個体表示を確実にいき、譲渡先に正確に伝達していくことは、基本であり重要です。このため、家畜改良増殖法では、家畜人工授精師等は、所要の検査の後、速やかに精液を容器に収めた上で封をし、かつ「家畜人工授精用精液証明書」を添付することとされています。その封や証明書が添付されていない人工授精用精液は、他者の雌畜への注入はもちろんのこと、譲渡することもできません。

このため、精液を譲渡をする時、譲渡を受ける時、利用する時など、各段階でその精液と証明書が確実に一致しているかどうか、証明書に記載漏れがないか等を確認するようお願いいたします。

② 「精液証明書」の記載に不備があると法に抵触する可能性！

「精液証明書」の記載に不備があった場合(記載漏れ、虚偽の記載等)、その証明書の効力は無いものとなり得るため、その精液を利用したり、譲渡した場合は、家畜改良増殖法に反することとなる可能性があります。

特に裏面の記載事項は、適正な精液の流通管理を担保する上で非常に重要であり、必ず証明書の「譲渡・経由の確認」の欄に、譲渡する者・譲り受ける者の情報とその日付を記載する必要があります。

仮に、証明書の「譲渡・経由の確認」の欄に記載がされていなかった場合、その証明書が添付された精液は、利用できない、譲渡できなくなる可能性がありますので、ご注意ください。

<精液証明書の記載例>

第 150 号 (番号又は記号)		凍結	
家畜人工授精用精液証明書			
精液を採取した種畜	種畜証明書番号	11234567890	種畜の等級
	名	前 浦田博	1級
	家畜登録機関名及び登録番号	全国和牛登録協会 黒原◇◇◇◇◇	
	種類及び品種	肉用牛 黒毛和種	
	精液採取年月日	平成29年4月1日	
	種畜飼養者の住所及び氏名又は名称	東京都□□市1-1-1 ××人工授精所	印
	獣医師(家畜人工授精師)の登録番号(免許番号)及び住所、氏名	同上 東京都◆◆号	△△ △△ 印

(日本工業規格 A7)

- 備考
- この証明書は、家畜人工授精用精液の容器に添付すること。
 - 精液を凍結処理した場合は、用紙の右肩に「凍結」と記載すること。
 - この証明書が添付されている容器の精液の注入を受けた雌畜の飼養者から授精証明書の交付を要求されたときは、この証明書を授精証明書にはり付けること。授精証明書の交付を要求される前においては、この証明書を家畜人工授精簿に添付しておくこと。ただし、家畜人工授精簿が電磁的記録により作成されている場合には、必要ときに速やかに家畜人工授精簿に記録されている事項と照合できるように適切に保管しておくこと。
 - この証明書が添付されている容器の精液を用いて家畜体外授精を行ったときは、この証明書を家畜人工授精簿に添付しておくこと。ただし、家畜人工授精簿が電磁的記録により作成されている場合には、必要ときに速やかに家畜人工授精簿に記録されている事項と照合できるように適切に保管しておくこと。
 - 後代検定期間中等の保管精液であって、検定終了後その精液を家畜人工授精所から譲渡する時に、当該精液を採取した種畜の等級が変われば、その種畜証明書番号及び種畜の等級を併記しても差し支えない。
 - (番号又は記号)の欄には、家畜人工授精用精液を収めた容器を識別することができる番号又は記号を表示することができる。

譲渡・経由の確認			
譲渡者の住所、氏名又は名称及び譲渡をした年月日	譲渡者の住所、氏名又は名称及び譲渡を受けた年月日		
② 東京都□□市1-1-1 ××人工授精所 H29. 5. 1	東京都▽▽市 ▼▼農協 H29. 5. 1		
③ 東京都▽▽市 ▼▼農協 H29. 5. 10	東京都▽▽市▲▲町 ◎◎ ◎◎ H29. 5. 10		
(参考) 注入又は体外授精記簿			
獣医師(家畜人工授精師)の登録番号(免許番号)及び氏名	東京都 第 ■■ 号	◎◎ ◎◎	印
注入を受けた雌畜の飼養者又は体外授精に係る未受精卵の所有者の氏名又は名称	○○ ○○		
注入を受けた雌畜又は体外授精に係る未受精卵を採取した卵巣を採取した雌畜の名前	あきこ3		
家畜登録機関名及び登録番号	全国和牛登録協会 黒◇◇◇◇◇◇◇◇		
注入又は体外授精年月日	平29. 5. 15		

備考
譲渡・経由の確認の表中の「譲渡した年月日」には、施設から出した年月日を、「譲受けをした年月日」には施設に入れた年月日を、それぞれ記載する。

- ①を見ると、この精液は、H29年4月1日に東京都□□市の「××人工授精所」が採取したものであると分かる。
- ②を見ると「××人工授精所」からH29年5月1日に東京都▽▽市の「▼▼農協」へ譲渡している。
- ③を見ると、「▼▼農協」はH29年5月10日に東京都▽▽市の「◎◎ ◎◎」氏に譲渡している。
- ④を見ると、「◎◎ ◎◎」氏は、この精液をH29年5月15日に「○○ ○○」氏の所有する雌牛に注入したことが分かる。

③ 精液や「精液証明書」は、厳正な管理を！

精液と「精液証明書」は一体で流通管理される必要があるため、両方を適正に管理することが重要です(精液だけでは利用できない、譲渡できない)。そのため、「安易に他者が持ち出すことが可能な状態で置いておかないこと」、「精液と証明書の突合が可能な状態で管理すること」など厳正な管理をお願いします。故意でなくでも、万が一誤りが起こり、精液と証明書が一致していない場合等が生じれば、その精液は利用できない、譲渡できないものになってしまう可能性があります。

※受精卵の流通管理についても、基本的に精液と同様の扱いとなりますので、ご注意ください。
 ※その他、人工授精等に関する各種取扱につきましても改めて、ご確認いただき、適正な業務の実施にご協力をお願いいたします。

ご存じですか？

－ 牛の精液・受精卵は動物検疫の対象物品です －

先日、動物検疫所の輸出検査を受けずに、海外へ和牛の凍結精液・受精卵が持ち出された事例がありました。この凍結精液・受精卵は、不正に持ち出されたものであるため、全量廃棄処分となりました。

牛の精液や受精卵は、海外への持ち出し・海外からの持込みのいずれも動物検疫の手続が必要です。

和牛の精液や受精卵に関しては、現在、家畜衛生条件が締結されている国がないことから、**どの国にも輸出することはできません。**

和牛の精液や受精卵をお取り扱いの皆様におかれましては、上記についてご理解いただきますようお願いいたします。また、不正持ち出しを疑う事例や照会事項がありましたら、以下の連絡先までご連絡いただきますようお願いいたします。

【参考】不正に持ち出され廃棄された受精卵等



農林水産省 消費・安全局 動物衛生課
TEL 03-3502-8295 (国際衛生対策室)

農林水産省 動物検疫所
TEL 045-751-5923(企画調整課)
045-751-5955(危機管理課)